

## 店舗 ポイントサービス運用ルール

このサービスの運用は、生活協同組合コープあいち（以降コープあいち）が、組合員に対して利用高に応じてポイントを付与し、特典を提供する制度の範囲及び内容と条件を定めるものとします。また、コープあいちは、第10条に基づき本運用ルールを変更することがあります。

### 第1条 ポイントサービス資格

このポイントサービスは、コープあいちの組合員及び組合員の家族カードをお持ちのご家族様に限らせていただきます。

### 第2条 ポイントの発行

- ① コープあいち各店舗に組合員証（以下ファミリーカードを含む）をご持参ください。お忘れの場合は、組合員としてのサービス（組合員提示価格等）が受けることができません。
- ② ご精算前に組合員証をご提示ください。お忘れの場合は、ご精算日から1か月以内に組合員証とレシート（バーコード付）をお持ちいただければ加算いたします。
- ③ 次の商品はポイントが加算されませんのでご了承ください。  
チケット・共済・保険・切手・はがき・宅急便・ゴミ券等及びコープあいちが指定する商品

### 第3条 発行条件

現金・クレジットカード（マナカを含む）・地域振興券でのお支払い分のみ、ポイント対象金額とします。

### 第4条 ポイント付与条件

- ① ご利用金額200円（本体価格）につき1ポイントが加算されます。
- ② 累積ポイントはレシートに表示されます。
- ③ ポイントの累積は、組合員番号単位で加算いたします。
- ④ 家族カードへのポイント累積は組合員ご本人とは別に累積します。
- ⑤ 組合員証とファミリーカードとのポイント合算はできません。

### 第5条 ポイントの還元

- ① 累計ポイントが300ポイントに達すると、300円分の店舗利用券（以下お買い物券）を発行いたします。発行日より6か月以内にご利用ください。期間を過ぎますとご利用いただけません。

※お買い物券は精算前にお渡しください。300円分のご利用金額に充当できません。

お買い物券は、金券ではありませんのでお釣りはできません。

※お買い物券は、コープあいち店舗のみ利用可能です。

※次の商品は、お買い物券でご利用いただけません。

チケット・共済・保険・切手・はがき・宅急便・ゴミ券等及びコープあいちが指定する商品

- ② お買い物券発券と同時に累積ポイントは300ポイント減算されます。発券を取り消すことはできません。
- ③ 4倍ポイント（優待）等、「はぐみん・ぴよかの日」などの特殊な場合は、それぞれのルールに沿ってポイントの加算発行等を行います。
- ④ 累積ポイントは現金と交換できません。

## 第6条 ポイントの特別使用

累積ポイントのうち、失効予定と表示されたポイントは、お申し出により1ポイント1円で出資金に振替えることができます。

- ① 出資金への振替は、コープあいち店舗のみでの受付となります。
- ② 失効予定ポイントが表示されたレシートと組合員証をご持参ください。

## 第7条 返品等の事例

返品の場合は、レシートと組合員証をお持ちください。返品がなされた場合、自動的にポイントは減算されます。

## 第8条 ポイントの有効期限

- ① ポイントの付与は年間単位とし、6月21日～翌年の6月20日までに付与されたポイントの有効期限は、その次年の6月20日までとします。
- ② 有効期限内にポイントのご利用がない場合は消滅します。

## 第9条 組合員証の紛失・盗難・破損

- ① 組合員証を紛失・盗難・破損された場合は、ご利用されている店舗までお申し出ください。
- ② 紛失・盗難・破損された組合員証が不正に使用された場合、コープあいちは一切責任を負いません。
- ③ 組合員証の再発行は手数料200円をご負担いただきます。

## 第10条 ポイントサービスの変更・終了

このポイントサービスは、関係法令の改廃、社会事情の変化等によりコープあいちが必要と判断した場合は、変更・終了することがあります。

## 第11条 付則

- ① この運用ルールは、2016年6月21日から施行します。
- ② この運用ルールの改廃は、コープあいち店舗事業支援部もしくは東海コープ事業連合店舗運営企画部が行います。

改訂履歴

2017年3月21日 一部改訂